

鳥取県告示第5号

平成24年鳥取県告示第102号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成25年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1） 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
智頭町
- （2） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3） 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲
上岩神谷川（I-1-1-15-36） 全部
- 2（1） 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
智頭町
- （2） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （3） 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲
本折地区（I-545） 一部
- （4） 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- （5） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）